

# 仕 様 書

- 1 件 名                   インドネシア展示会事前出張に伴う業務委託
- 2 委託業務内容           事前出張に係る業務  
                          (1) 渡航に関する手配  
                          (2) 宿泊先手配  
                          (3) 空港・ホテルの送迎車（バス）およびガイドの手配  
                          (4) 現地移動チャーター車両の手配（市内及び郊外）  
                          (5) Wi-Fi ルーターのレンタル手配
- 3 委託期間                契約締結日から令和元年 9 月 27 日まで
- 4 履行場所                第 7 項に記載する各業務履行場所に準ずる
- 5 出張先及び人数        インドネシア（ジャカルタ）  
                          15 名
- 6 出張行程                令和元年 9 月 23 日から 9 月 27 日まで
- 7 委託業務内容詳細

## 事前出張に係る業務

	経費	事前出張【9月23日（月）～9月27日（金）】
1	渡航費（往復） （渡航に関する手配）	(1) 往路 令和元年 9 月 23 日（月） 午前 10 時頃発 同日着 東京（羽田空港）発⇒インドネシア・スカルノハッタ国際空港着 (2) 復路 令和元年 9 月 27 日（金） 午前 7 時頃発 同日着 インドネシア・スカルノハッタ国際空港発⇒東京（羽田空港）着 (3) 数量 15 名分  [備考] ①上記を満たす航空券・施設使用料・空港税・燃油サーチャージ・航空保険料等を明示すること。なお燃油サーチャージ費用及び現地通貨の円換算は、渡航時を想定して算出すること。 ②いずれも日系航空会社の提供する便とすること。

		<p>③いずれも指定日の午前に出発し、同日午後には到着すること。</p> <p>④座席クラスはエコノミーとし、座席指定までを行うこと。</p> <p>⑤インドネシア入国時におけるビザ取得 (Visa on Arrival) 費用をインドネシアルピアにて 15 名分用意すること。</p>
2	宿泊費	<p>15 名×4 泊分</p> <p>①ホテル「Pullman Hotel Jakarta Central Park」同等クラス以上であること。 (レセプション日本語対応可能であれば尚良し)</p> <p>②日本円上限 12,900 円以内であること。</p> <p>③ビジネス活動における市内移動等の利便性が考慮されていること。</p> <p>④1 名 1 部屋朝食付であること。</p>
3	空港・ホテル間送迎費 (空港・ホテル間送迎車およびガイドの手配)	<p>(1) 9 月 23 日入国時 送迎車 1 台 ガイド 1 名 経路：インドネシア・スカルノハッタ国際空港からホテル間の送迎</p> <p>(2) 9 月 27 日帰国時 送迎車 1 台 ガイド 1 名 経路：ホテルからインドネシア・スカルノハッタ国際空港間の送迎</p> <p>[備考]</p> <p>①送迎車は 20 名乗車可能で、かつ人数分の荷物も積載可能であること。</p> <p>②運転手はドライバー経験 5 年以上で、かつ十分に市内道路事情を把握していること。</p> <p>③空港・ホテル間の送迎は、日本語でコミュニケーション可能なガイドを付けること。</p>
4	車両チャーター費 (現地移動用チャーター車両の手配)	<p>(1) 車両 バンタイプ</p> <p>(2) 期間 9 月 24 日～9 月 26 日</p> <p>(3) 数量 各日 12 台</p> <p>[備考]</p> <p>①上記期間における 1 台あたりの利用時間は 1 日 8 時間とする。</p> <p>②運転手はドライバー経験 5 年以上で、かつ十分に市内道路事情を把握していること。</p> <p>③チャーター車両は 1 台あたり 7 名乗車可能なものとする。</p> <p>④時間超過 30 分毎の追加費用についてもあらかじめ記載すること。</p> <p>⑤時間超過分の追加費用については、別途単価契約を締結する。</p> <p>⑥関係機関・顧客訪問時に発生する高速道路利用料金および駐車料金等は本契約に含めるものとする。</p>
5	Wi-Fi ルーターのレンタル費用	<p>現地 (インドネシア・ジャカルタ) において、滞在期間中に使用可能な Wi-Fi ルーターの手配</p> <p>期間：9 月 23 日から 9 月 27 日まで 15 台</p> <p>[備考]</p> <p>① 1 日 500Mbyte 程度通信できること。</p> <p>②通信スピードは 3G または 4GLTE に対応していること。</p>

		<p>③東京で受け渡し及び返却ができること。</p> <p>④紛失・破損等を全額補償するプランへの加入料金を含んだ金額とすること。</p> <p>⑤Wi-Fi ルーター充電用の予備バッテリーをつけること、また金額は左記の予備バッテリーの金額を含んだ額とすること。</p>
--	--	---

## 8 支払い方法

契約相手方の請求により 30 日以内に指定口座へ振り込む

## 9 要件

- (1) 別紙スケジュールに従って手配を行うこと。
- (2) 入札書の他に第 7 項で示した経費区分を明らかにした見積書を提出すること。
- (3) 第 7 項で示した各種業務については委託者と事前に十分な協議を重ねた後、手配を開始すること。また、現地事情等により、急きょ日程及び時間等を変更する必要があるため、常時、受託者が責任を持ち窓口対応を行うこと。
- (4) 本委託業務においてホテルの宿泊手配が生じる場合、事前に委託者と協議を行ったうえで手配を行うこと。
- (5) 航空券については、委託者基準で開札後（開札日を除く）3 営業日以上が発券猶予があること。
- (6) 航空券については、出張者の座席指定までを本委託業務に含めること。
- (7) 航空券と空港使用税が別扱いの場合は、現地滞在期間中に現地係員等により対応可能なこと。
- (8) 本委託業務の履行先または近隣諸国に現地支店等を有し、緊急時の即時対応が可能なこと。
- (9) その他、本仕様書の定めに無い事項については、下記担当者と協議の上その指示に従うこと。

## 10 希望申出要件

下記①を満たし、②及び③の要件を満たす者

- ①東京都における平成31・32年度物品買入れ等競争入札参加資格で、営業種目「190・その他の業務委託等」で登録があり、「C」以上に格付けされている者であること。
- ②会社更生法及び民事再生法等による手続きをしていないこと。
- ③東京都暴力団排除条例（平成23 年3 月18 日東京都条例第54 号）に定める暴力団関係者または、東京都が東京都契約関係暴力団等対策措置要綱第5条第1項に基づき排除措置期間中の者として公表した者（ただし、排除措置期間中に限る）でないこと。

## 11 契約情報の公表

公益財団法人東京都中小企業振興公社は、経営の一層の透明性の向上を図っていくため、「経営情報の公表に関する要綱」に基づき、特定契約（官公庁との契約や競争入札に適さない契約等）のすべて及び契約金額が 250 万円以上の契約案件を以下のとおり公表いたします。

### ①公表項目

契約方法（競争・独占・緊急・少額または特定の区分別）、契約種別（工事・委託・物品等の区分別）、契約相手方の名称、契約金額

### ②公表時期及び手法

決算の公表に合わせて年 1 回取りまとめ、当公社ホームページ及び閲覧により公表いたします。なお、公表の趣旨にご賛同いただけない場合は契約締結後 14 日以内に、文書にて同意しない旨

申し出ることができます。

## 1 2 契約事項の遵守・守秘義務

(1) 本契約業務の実施に当たっては、条例、規則、関係法令を十分に遵守するほか、契約書に記載の事項に従って処理すること。

(2) 本契約業務の履行により知り得た個人情報は公社の保有個人情報であり、その取り扱いについては、「個人情報及び機密情報に係る標準特記仕様書」を遵守すること。

## 1 3 暴力団等排除に関する特約条項

暴力団等排除に関する特約条項については、別紙に定めるところによる。

## 1 4 担 当

公益財団法人 東京都中小企業振興公社

〒101-0024 東京都千代田区神田和泉町 1-13 住友商事神田和泉町ビル 9 階

事業戦略部 国際事業課

TEL: 03-5822-7241 FAX: 03-5822-7240

以上